

令和元年度

第1回水戸市城東市民センター運営審議会

日 時 令和元年6月17日(月)
午後1時30分～
場 所 水戸市城東市民センター
1階学習室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

- (1) 平成30年度城東市民センター利用状況について
- (2) 令和元年度城東市民センター運営方針等について
- (3) 令和元年度城東市民センター事業計画について
- (4) 令和元年度城東市民センター定期講座募集状況について
- (5) その他

4 閉 会

水戸市城東市民センター運営審議会委員

任期 平成30年4月1日～平成32年3月31日

| | ふりがな 委員の氏名 | 選出区分 | 団体等名及び役職名 | 備考 |
|---|--------------------|---------|-------------------------|-------|
| 1 | さかい こうじゅ 坂井 講 壽 | 市民活動団体 | 水戸市城東地区 自治団体連合会副会長 | 会 長 |
| 2 | はくた しげじ 白田 茂 司 | 市民活動団体 | 水戸市社会福祉協議会 城東支部副支部長 | 副 会 長 |
| 3 | はやかわ みよこ 早川 美代子 | 市民活動団体 | 水戸市城東地区 高齢者クラブ連合会副会長 | 委 員 |
| 4 | こまつ かずこ 小松 和 子 | 市民活動団体 | 城東女性会副会長 | 委 員 |
| 5 | えびさわ じゅん 海老澤 淳 | 市民活動団体 | 城東学区育成部会理事 | 委 員 |
| 6 | かわい ようこ 川井 洋 子 | 学校教育関係者 | 水戸市立城東小学校校長 | 委 員 |

(1)平成30年度城東市民センター利用状況について

団体別利用状況(館外事業含む)

平成30年4月～平成31年3月

| 区分 月 | 市民センター (館外事業含む) | | 社教 | | 市 | | 県 | | その他 (人数に図書利用 人数を含む) | | 合計 | |
|---------|--------------------|--------|-----|-------|----|-------|---|----|---------------------------|-------|-------|--------|
| | 件 | 人数 | 件 | 人数 | 件 | 人数 | 件 | 人数 | 件 | 人数 | 件 | 人数 |
| 4 | 25 | 407 | 15 | 281 | 8 | 230 | 1 | 2 | 62 | 800 | 111 | 1,720 |
| 5 | 49 | 753 | 23 | 406 | 6 | 175 | 1 | 2 | 41 | 366 | 120 | 1,702 |
| 6 | 63 | 1,172 | 21 | 343 | 10 | 237 | 0 | 0 | 41 | 345 | 135 | 2,097 |
| 7 | 59 | 1,054 | 11 | 130 | 7 | 203 | 0 | 0 | 37 | 350 | 114 | 1,737 |
| 8 | 27 | 488 | 8 | 106 | 8 | 147 | 0 | 0 | 41 | 357 | 84 | 1,098 |
| 9 | 55 | 698 | 13 | 228 | 8 | 221 | 0 | 0 | 48 | 428 | 124 | 1,575 |
| 10 | 52 | 3,064 | 14 | 211 | 14 | 473 | 0 | 0 | 39 | 335 | 119 | 4,083 |
| 11 | 60 | 1,235 | 13 | 164 | 5 | 153 | 0 | 0 | 46 | 479 | 124 | 2,031 |
| 12 | 50 | 971 | 11 | 224 | 6 | 172 | 0 | 0 | 31 | 350 | 98 | 1,717 |
| 1 | 42 | 546 | 15 | 414 | 5 | 137 | 0 | 0 | 28 | 384 | 90 | 1,481 |
| 2 | 44 | 1,583 | 11 | 121 | 4 | 107 | 0 | 0 | 28 | 279 | 87 | 2,090 |
| 3 | 51 | 620 | 6 | 70 | 7 | 202 | 1 | 22 | 43 | 480 | 108 | 1,394 |
| 合計 | 577 | 12,591 | 161 | 2,698 | 88 | 2,457 | 3 | 26 | 485 | 4,953 | 1,314 | 22,725 |
| 前年度 | 566 | 11,454 | 213 | 4,021 | 83 | 2,784 | 0 | 0 | 484 | 6,072 | 1,346 | 24,331 |

部屋別利用状況(図書利用を含まない)

平成30年4月～平成31年3月

| 月 | 集会室 | | 和室 | | 学習室 | | 調理室 | | 館外 | | 合計 | |
|----|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-----|----|-------|-------|--------|
| | 件 | 人数 | 件 | 人数 | 件 | 人数 | 件 | 人数 | 件 | 人数 | 件 | 人数 |
| 4 | 39 | 787 | 7 | 79 | 60 | 737 | 1 | 20 | 4 | 79 | 111 | 1,702 |
| 5 | 48 | 862 | 7 | 77 | 57 | 580 | 3 | 46 | 5 | 125 | 120 | 1,690 |
| 6 | 51 | 905 | 13 | 189 | 58 | 559 | 3 | 43 | 10 | 393 | 135 | 2,089 |
| 7 | 45 | 729 | 7 | 66 | 52 | 503 | 3 | 64 | 7 | 360 | 114 | 1,722 |
| 8 | 41 | 636 | 7 | 76 | 35 | 306 | 0 | 0 | 1 | 71 | 84 | 1,089 |
| 9 | 49 | 793 | 9 | 84 | 61 | 604 | 2 | 32 | 3 | 54 | 124 | 1,567 |
| 10 | 40 | 646 | 13 | 229 | 61 | 659 | 3 | 50 | 2 | 2,480 | 119 | 4,064 |
| 11 | 51 | 762 | 13 | 135 | 50 | 432 | 4 | 77 | 6 | 613 | 124 | 2,019 |
| 12 | 41 | 692 | 13 | 248 | 39 | 385 | 2 | 37 | 3 | 346 | 98 | 1,708 |
| 1 | 43 | 761 | 11 | 284 | 34 | 384 | 2 | 33 | 0 | 0 | 90 | 1,462 |
| 2 | 36 | 542 | 8 | 75 | 34 | 300 | 4 | 51 | 5 | 1,114 | 87 | 2,082 |
| 3 | 51 | 773 | 11 | 101 | 41 | 455 | 4 | 51 | 1 | 2 | 108 | 1,382 |
| 合計 | 535 | 8,888 | 119 | 1,643 | 582 | 5,904 | 31 | 504 | 47 | 5,637 | 1,314 | 22,576 |

| | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|--------|-----|-------|-----|-------|----|-----|----|-------|-------|--------|
| 前年度 | 592 | 10,437 | 172 | 2,237 | 489 | 6,269 | 45 | 739 | 48 | 4,428 | 1,346 | 24,110 |
|-----|-----|--------|-----|-------|-----|-------|----|-----|----|-------|-------|--------|

図書利用状況

| 月 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 合計 | 前年度 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|
| 利用人数 | 18 | 12 | 8 | 15 | 9 | 8 | 19 | 12 | 9 | 19 | 8 | 12 | 149 | 221 |
| 利用冊数 | 54 | 28 | 16 | 33 | 34 | 16 | 43 | 27 | 25 | 54 | 18 | 45 | 393 | 436 |

(2) 令和元年度城東市民センター運営方針等について

令和元年度水戸市城東市民センター運営方針及び重点目標

運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられるまちを形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

城東市民センターは、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努めていくものとする。また、城東地区には那珂川の洪水による甚大な被害を不安視する住民が多く、国の洪水対策事業への要望など他の地域とも連携した積極的な地域コミュニティ活動が実施されている。東日本大震災での経験を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

重 点 目 標

1 地域コミュニティ活動の推進

(1) 地域コミュニティ活動の活性化

- (ア) 地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決を進めることができるよう、地域コミュニティプラン実現に向けた取組への支援を促進し、住みよいまちづくり推進協議会を中心とした自主的な活動を推進する。今年度は平成 26 年度に策定された城東地区第 1 次コミュニティプランの検証作業が実施されており、これらの事業を積極的に支援していく。
- (イ) 各種コミュニティ団体等の活動を支援するとともに、NPO等との連携を促進しながら、よりよい地域づくりに向けた情報の共有化を進めるなど、地域コミュニティ推進体制の充実、連携強化を図る。
- (ウ) 町内会・自治会への参加意識や自治意識の高揚を図るため、地域団体や関係機関と連携強化を図り、地域コミュニティ活動内容を積極的に発信するとともに、地区会の基盤である町内会・自治会の加入率の向上に努める。
- (エ) 市民自らが意欲を持って地域活動に参加できるよう、一人一役運動を進めるほか、人材育成のための研修会を通して、地域を支えるリーダーづくりを推進する。

(2) 地域コミュニティ活動環境の充実

多くの城東市民センター利用者から改善の要望がなされてきた駐車場に関し、今年度、隣接する土地の購入及び簡易整備の予算措置がなされ、市民センターの重要課題の一つが解決される見込みである。今後も市民センターの活動環境の一層の充実に努める。

(3) 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、地域における防災組織との連携を図る。今年度、地区会総会において、会則の改正という形で防災担当部(自治会連絡部)が明記され、秋の防災訓練に向けて、関係団体等との調整などの準備作業が開始されたため、今後、その支援に努める。

2 生涯学習活動の推進

(1) 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である市民センターにおいては、「個人の要望」する学習による生きがいづくりを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、少子高齢化への対応などの「社会の要請」に応じた、現代的課題を取り扱った学習機会の提供に努める。

(ア) 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

(イ) 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくために、成人学級、高齢者学級等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。また、事業実践集を活用しながら、地域団体と市民センターが一体となった協働事業を積極的に展開するよう努める。

(ウ) 家庭教育学級（ふれあい学級）等の開催

家庭は、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割がある。

これまでのふれあい学級の内容に加え、未就園児や小学校低学年を中心とする家庭教育の支援を強化し、家庭が本来果たすべき役割を見つめ直し、親の役割、子どもの心の理解、躰など家庭での教育について考え、学び合う家庭教育学級等を開催する。

さらに、茨城県教育委員会が作成発行している「家庭教育ブック」等を活用し、小学校との共催により、就学時健康診断や入学説明会などの機会を捉えた家庭教育講演会を開催し、家庭の教育力向上に努める。

(2) 学習の成果を活かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに活かせるよう支援し、地域内の人材の発掘・育成を行うとともに、地域の活性化や特色あるまちづくりにつながっていくよう環境づくりに努める。

(ア) 地域資源の活用推進

市内には、歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり、豊かな地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習

の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用に努める。

(イ) 学習活動の成果を発表する場の創出

市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、学習の成果を発表する場を創出することにより、学習者同士や参加者との交流を拡大させ、新たなネットワーク構築に努める。

(ウ) 学習の成果を地域活動に活かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に活かすことが、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につながるよう人材の育成と活用に努める。

(エ) 事業評価に基づく事業の推進

市民センターの講座や事業に参加した市民が日常生活の中で、学習の成果をどのように活かし、また、地域の中で、どれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

市民センターにおいては、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、自己評価をもとに、運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営に努める。

(3) 学校、家庭、地域の連携の強化

学校、家庭、地域が目標や課題を共有し、それぞれが連携して対応策について取り組めるシステムを構築し、地域社会全体の教育力の向上に努める。

市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能を十分発揮する。

(ア) 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

学校、家庭、地域が相互に連携を図りながら、様々な形で異年齢集団との交流や大人と接する事業など、子どもたちが直接体験する場を提供し、社会全体で次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

(イ) 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちの成長を温かく見守りながら、家庭教育を社会全体で支える仕組みづくりに努める。

(3) 令和元年度城東市民センター事業計画について

事業計画

| 月 | 事業名 | 月 | 事業名 |
|---|---|----|---|
| 4 | 定期講座募集 定期講座合同開講式 | 8 | 夏休み子ども体験教室（絵画） 第2回女性学級 |
| 5 | 講定期座開講（2教室・25クラブ） ・教室 ヨガ（新規開講）・グラウンドゴルフ ・クラブ コーラス・さわやかリズム体操・ 木目込み人形・菓子づくり・ 楽しい童謡・卓球A・卓球B・ ペン習字すずらん・陶芸・囲碁・ 筆ペン習字・フォークダンス・ 社交ダンス・骨盤体操・ 手編み・俳句・料理・園芸・歌謡・ 健康気功・絵てがみ・民謡・書道・ 生花・絵画 城東地区各種団体総会 城東地区お父さんソフトボール大会 城東地区高齢者スポーツ大会 | 9 | 定期講座 第3回福寿学級 城東地区敬老会 市民運動会実行委員会 |
| | | 10 | 定期講座 城東地区市民運動会 |
| | | 11 | 定期講座 城東地区防災訓練 第3回ふれあい学級 第3・4回女性学級 第4回福寿学級 城東地区歩く会 |
| | | 12 | 定期講座 第5回福寿学級 城東文化展実行委員会 |
| 6 | 城東の史跡をめぐる歩く会 定期講座 第1回運営審議会 城東地区グラウンドゴルフ大会 子ども体験学習（ともだちつくろう） 第1回女性学級 第1回ふれあい学級 第1回福寿学級 子ども体験学習（ともだちつくろう） | 1 | 定期講座 城東地区賀詞交歓会 第4回ふれあい学級 城東地区福祉講演会 水戸郷土かるた大会城東学区大会 第5回女性学級 |
| | | | |
| 7 | | 2 | 城東文化展（展示・発表） 定期講座 |
| | | 3 | 定期講座 第2回運営審議会 |

令和元年度城東市民センター年間予定表

☆定期講座休講月

☆定期講座休講月

令和元年度6.10現在

| | | 4月 | | 5月 | | 6月 | | 7月 | | 8月 | | 9月 | | 10月 | | 11月 | | 12月 | | 1月 | | 2月 | | 3月 | | |
|----|---|---------------|---|----------------|---|------------------------|---|---------------|----|----|---------------|----|--------------------|-----|---------------|-----|-----------------|-----|---|----------------|---|----------------------------|---|---------------|---|---------------|
| 1 | 月 | | 水 | 即位の日 | 土 | | 月 | | 1 | 木 | 生涯学習部部会 | 日 | 学区対抗 ママさんバレーボール | 火 | | 金 | 子育て広場 | 1 | 日 | | 水 | 元日 | 土 | 文化展(展示) | 日 | |
| 2 | 火 | スポレク部会 | 木 | | 日 | | 火 | スポレク部会 | 2 | 金 | 子育て広場 | 月 | | 水 | | 土 | コスモスの集い | 2 | 月 | | 木 | | 日 | 文化展(展示) | 月 | |
| 3 | 水 | | 金 | 憲法記念日 | 月 | 史跡巡り 歩く会 | 水 | | 3 | 土 | 黄門まつり | 火 | | 木 | 生涯学習部部会 | 日 | 文化の日 | 3 | 火 | | 金 | | 月 | | 火 | |
| 4 | 木 | 生涯学習部部会 | 土 | みどりの日 | 火 | スポレク部会 | 木 | | 4 | 日 | 黄門まつり | 水 | | 金 | 子育て広場 | 月 | 振替休日 | 4 | 水 | | 土 | | 火 | | 水 | |
| 5 | 金 | 子育て広場 | 日 | 子どもの日 | 水 | | 金 | 子育て広場 | 5 | 月 | | 木 | 生涯学習部部会 | 土 | | 火 | スポレク部会 | 5 | 木 | 生涯学習部部会 | 日 | | 水 | | 木 | 生涯学習部部会 |
| 6 | 土 | | 月 | 振替休日 | 木 | 生涯学習部部会 | 土 | | 6 | 火 | | 金 | 子育て広場 | 日 | | 水 | 移動学習 福寿学級 | 6 | 金 | 子育て広場 | 月 | | 木 | | 金 | 子育て広場 |
| 7 | 日 | | 火 | スポレク部会 | 金 | 子育て広場 | 日 | | 7 | 水 | 夏休み絵画教室 | 土 | | 月 | | 木 | 生涯学習部部会 | 7 | 土 | | 火 | | 金 | 子育て広場 | 土 | |
| 8 | 月 | | 水 | 高連総会 | 土 | | 月 | 女性学級 | 8 | 木 | 夏休み絵画教室 | 日 | | 火 | 国体終了 | 金 | | 8 | 日 | | 水 | | 土 | | 日 | |
| 9 | 火 | 城東小入学式 | 木 | 生涯学習部部会 | 日 | | 火 | | 9 | 金 | | 月 | | 水 | | 土 | 防災訓練 | 9 | 月 | 福寿学級 | 木 | 生涯学習部部会 | 日 | | 月 | |
| 10 | 水 | | 金 | 子育て広場 | 月 | | 水 | | 10 | 土 | | 火 | 市民運動会役員 及び主任者会議 | 木 | | 日 | | 10 | 火 | | 金 | 子育て広場 | 月 | | 火 | |
| 11 | 木 | 地区監査 城東幼入園 | 土 | 地区合同総会 | 火 | | 木 | | 11 | 日 | 山の日 | 水 | | 金 | | 月 | 健康診断 | 11 | 水 | スポレク部 体育館清掃 | 土 | 賀詞交歓会 | 火 | 建国記念日 | 水 | |
| 12 | 金 | | 日 | | 水 | 東部ブロック 球技大会会 | 金 | ふれあい学級 | 12 | 月 | 振替休日 | 木 | | 土 | 運動会準備 | 火 | 健康診断 | 12 | 木 | | 日 | | 水 | | 木 | |
| 13 | 土 | | 月 | | 木 | | 土 | | 13 | 火 | | 金 | | 日 | 地区運動会 | 水 | | 13 | 金 | | 月 | 成人の日 | 木 | | 金 | |
| 14 | 日 | | 火 | | 金 | | 日 | | 14 | 水 | | 土 | 敬老会準備 | 月 | 体育の日 | 木 | | 14 | 土 | | 火 | | 金 | | 土 | |
| 15 | 月 | | 水 | | 土 | | 月 | 海の日 | 15 | 木 | | 日 | 敬老会 | 火 | | 金 | | 15 | 日 | | 水 | | 土 | 文化展(発表) | 日 | |
| 16 | 火 | | 木 | | 日 | | 火 | | 16 | 金 | | 月 | 敬老の日 | 水 | | 土 | | 16 | 月 | | 木 | | 日 | | 月 | |
| 17 | 水 | | 金 | | 月 | 運営審議会 | 水 | | 17 | 土 | | 火 | | 木 | | 日 | 歩く会 | 17 | 火 | | 金 | | 月 | | 火 | |
| 18 | 木 | | 土 | | 火 | 花壇コンク ール審査会 | 木 | | 18 | 日 | | 水 | | 金 | | 月 | 大腸がん 検体回収 | 18 | 水 | | 土 | 福祉講演会 | 火 | | 水 | |
| 19 | 金 | | 日 | | 水 | | 金 | 福寿学級 | 19 | 月 | | 木 | | 土 | | 火 | 移動学習 女性学級 | 19 | 木 | | 日 | かるた大会 | 水 | | 木 | |
| 20 | 土 | | 月 | | 木 | 福寿学級 | 土 | 花火大会 | 20 | 火 | | 金 | 市民運動会実行 委員会・抽選会 | 日 | | 水 | ふれあい学級 (幼稚園) | 20 | 金 | | 月 | 女性学級 | 木 | | 金 | 春分の日 |
| 21 | 日 | 市長、市議選挙 | 火 | | 金 | 自治連、社協集金 | 日 | 参院選? | 21 | 水 | 女性学級 | 土 | | 月 | | 木 | | 21 | 土 | | 火 | | 金 | | 土 | |
| 22 | 月 | | 水 | | 土 | グラウンドゴルフ大会 自治連、社協集金 | 月 | | 22 | 木 | | 日 | | 火 | 即位の礼 正殿の儀 | 金 | | 22 | 日 | | 水 | ふれあい学級 (幼稚園) | 土 | | 日 | |
| 23 | 火 | 社協・自治連 定例会 | 木 | | 日 | 桜川清掃 | 火 | 社協・自治連 定例会 | 23 | 金 | | 月 | 秋分の日 | 水 | | 土 | | 23 | 月 | 天皇誕生日 | 木 | | 日 | | 月 | |
| 24 | 水 | 定期講座 開講式 | 金 | | 月 | | 水 | | 24 | 土 | | 火 | 社協・自治連 定例会 | 木 | | 日 | | 24 | 火 | 社協・自治連 定例会 | 金 | | 月 | | 火 | 社協・自治連 定例会 |
| 25 | 木 | | 土 | 城東小運動会 | 火 | 社協・自治連 定例会 | 木 | | 25 | 日 | | 水 | 福寿学級 | 金 | | 月 | 女性学級 | 25 | 水 | | 土 | | 火 | 社協・自治連 定例会 | 水 | |
| 26 | 金 | | 日 | 地区ソフト 高齢者スポ | 水 | | 金 | | 26 | 月 | | 木 | | 土 | ふれあい まつり | 火 | 社協・自治連 定例会 | 26 | 木 | | 日 | | 水 | | 木 | |
| 27 | 土 | 女性会総会 | 月 | | 木 | ふれあい学級 | 土 | | 27 | 火 | 社協・自治連 定例会 | 金 | | 日 | 漫遊マラソン | 水 | | 27 | 金 | | 月 | 社協・自治連 定例会 | 木 | | 金 | |
| 28 | 日 | | 火 | 社協・自治連 定例会 | 金 | | 日 | | 28 | 水 | | 土 | 国体開始 | 月 | | 木 | | 28 | 土 | | 火 | ハネル運び、発表 打合せ、スポレク 部会 | 金 | | 土 | |
| 29 | 月 | 昭和の日 | 水 | | 土 | ともだちつくり | 月 | | 29 | 木 | | 日 | | 火 | 社協・自治連 定例会 | 金 | | 29 | 日 | | 水 | | 土 | | 日 | |
| 30 | 火 | 退位の日 | 木 | | 日 | ともだちつくり | 火 | | 30 | 金 | | 月 | | 水 | | 土 | | 30 | 月 | | 木 | | | | 月 | |
| 31 | | | 金 | | | | 水 | | 31 | 土 | | | | 木 | | | | 31 | 火 | | 金 | | | | 火 | |

(4) 令和元年度城東市民センター定期講座募集状況について

令和元年5月30日現在

| 講座名 | 募集人数 | 応募人数 | 30年度 会員数 | 元年度 会員数 | 講座名 | 募集人数 | 応募人数 | 30年度 会員数 | 元年度 会員数 |
|-----------|------|------|-------------|------------|----------|------|------|-------------|------------|
| コ ー ラ ス | 10 | 1 | 21 | 20 | 俳 句 | 2 | 2 | 18 | 20 |
| さわやかリズム体操 | 10 | 0 | 17 | 15 | 料 理 | 6 | 6 | 22 | 24 |
| 木目込み人形 | 5 | 0 | 9 | 9 | 園 芸 | 5 | 3 | 18 | 19 |
| 菓子づくり | 5 | 2 | 15 | 16 | 歌 謡 | 20 | 1 | 29 | 29 |
| 楽しい童謡 | 10 | 6 | 19 | 25 | 健 康 気 功 | 5 | 1 | 8 | 5 |
| 卓 球 B | 2 | 2 | 25 | 26 | 絵 て が み | 10 | 1 | 13 | 8 |
| ペン習字すずらん | 5 | 0 | 12 | 12 | 民 謡 | 10 | 0 | 22 | 21 |
| 陶 芸 | 7 | 0 | 8 | 8 | 卓 球 A | 1 | 1 | 20 | 20 |
| 囲 碁 | 5 | 2 | 20 | 20 | 書 道 | 10 | 0 | 7 | 8 |
| 筆 ペ ン 習 字 | 5 | 0 | 7 | 7 | 生 花 | 5 | 0 | 9 | 9 |
| フォークダンス | 10 | 2 | 9 | 12 | 絵 画 | 6 | 1 | 11 | 10 |
| 社 交 ダ ンス | 10 | 2 | 12 | 10 | グラウンドゴルフ | 5 | 2 | 53 | 45 |
| ヨ ガ | 20 | 20 | 0 | 20 | 骨 盤 体 操 | 1 | 0 | 21 | 16 |
| 手 編 み | 5 | 0 | 8 | 9 | 合 計 | 195 | 55 | 433 | 443 |

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第 3 条 前条に規定する市民センター(以下「センター」という。)は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第 4 条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付すことができる。

(使用の不許可)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第 6 条 第 4 条第 1 項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第 7 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第 5 条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第 8 条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第 9 条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第 10 条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織等)

第 11 条 審議会は、市民活動団体の役員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する 6 人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 12 条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 13 条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平 27 条例 9・一部改正)

(委任)

第 14 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条から第 13 条までの規定は平成 21 年 12 月 1 日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第 4 条の規定の例により行うことができる。

付 則(平成 22 年 3 月 24 日条例第 13 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市五軒市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成 23 年 3 月 25 日条例第 9 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 23 年 7 月 12 日条例第 25 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 8 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市常磐市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成 26 年 6 月 30 日条例第 36 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表水戸市見和市民センターの項の改正規定 平成 26 年 7 月 1 日

(3) 別表水戸市上大野市民センターの項の改正規定 平成 26 年 10 月 1 日

(準備行為)

- 2 前項第 2 号に定める日以後の水戸市見和市民センターの使用及び同項第 3 号に定める日以後の水戸市上大野市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、これらの日以前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

付 則(平成 27 年 3 月 24 日条例第 9 号)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 28 年 6 月 30 日条例第 34 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日以後の水戸市稲荷第一市民センターの使用に係る使用の許可その他必要な行為は、同日前においても、この条例による改正後の水戸市市民センター条例の例により行うことができる。

別表(第2条関係)

(平 22 条例 13・平 23 条例 9・平 23 条例 25・平 26 条例 36・平 28 条例 34・平 30 条例 32・平 30 条例 60・一部改正)

| 名称 | 位置 |
|---------------|------------------------|
| 水戸市三の丸市民センター | 水戸市三の丸 1 丁目 6 番 60 号 |
| 水戸市五軒市民センター | 水戸市五軒町 1 丁目 2 番 12 号 |
| 水戸市新荘市民センター | 水戸市新荘 2 丁目 11 番 2 号 |
| 水戸市城東市民センター | 水戸市城東 3 丁目 1 番 47 号 |
| 水戸市竹隈市民センター | 水戸市柳町 2 丁目 5 番 8 号 |
| 水戸市常磐市民センター | 水戸市西原 1 丁目 3 番 12 号 |
| 水戸市緑岡市民センター | 水戸市見川町 2563 番地 |
| 水戸市寿市民センター | 水戸市平須町 1636 番地 |
| 水戸市上大野市民センター | 水戸市吉沼町 1768 番地の 2 |
| 水戸市柳河市民センター | 水戸市柳河町 673 番地の 1 |
| 水戸市渡里市民センター | 水戸市堀町 466 番地の 7 |
| 水戸市吉田市民センター | 水戸市元吉田町 1736 番地の 5 |
| 水戸市酒門市民センター | 水戸市酒門町 1374 番地の 6 |
| 水戸市石川市民センター | 水戸市石川 2 丁目 4243 番地 |
| 水戸市飯富市民センター | 水戸市飯富町 4449 番地の 8 |
| 水戸市国田市民センター | 水戸市下国井町 1212 番地の 4 |
| 水戸市桜川市民センター | 水戸市河和田町 2894 番地の 4 |
| 水戸市上中妻市民センター | 水戸市大塚町 1157 番地の 1 |
| 水戸市山根市民センター | 水戸市全隈町 78 番地の 1 |
| 水戸市見川市民センター | 水戸市見川 2 丁目 179 番地の 1 |
| 水戸市千波市民センター | 水戸市千波町 1396 番地の 4 |
| 水戸市見和市民センター | 水戸市見和 2 丁目 224 番地の 1 |
| 水戸市双葉台市民センター | 水戸市双葉台 2 丁目 1 番地の 5 |
| 水戸市笠原市民センター | 水戸市笠原町 358 番地の 5 |
| 水戸市赤塚市民センター | 水戸市河和田 3 丁目 2329 番地の 3 |
| 水戸市吉沢市民センター | 水戸市吉沢町 243 番地の 3 |
| 水戸市堀原市民センター | 水戸市新原 1 丁目 9 番 16 号 |
| 水戸市下大野市民センター | 水戸市下大野町 6094 番地の 1 |
| 水戸市稲荷第一市民センター | 水戸市大串町 2134 番地 |
| 水戸市稲荷第二市民センター | 水戸市栗崎町 1695 番地の 4 |
| 水戸市大場市民センター | 水戸市大場町 2283 番地の 1 |
| 水戸市鯉淵市民センター | 水戸市鯉淵町 2989 番地の 2 |
| 水戸市妻里市民センター | 水戸市有賀町 2242 番地 |